

第一体制

串本港、古座西向港、浦神港、勝浦港、宇久井港

区分：「第一体制」

「津波注意報」発表時発出

- 1 在港船舶は、津波に関する情報を収集し、いつでも避難できる体制をとること。
- 2 海岸付近にいる者は、直ちに陸上高所等へ避難すること。

区分：「解除」

「津波注意報解除」発表時発出

第一体制が解除された場合でも、被災等による岸壁等の使用の可否、水路の安全等に留意して行動すること。